

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：キッズガーデン植田東	種別：保育所	
代表者氏名： 加地 美和子	定員（利用人数）：60名（63名）	
所在地： 愛知県名古屋市天白区植田東2-610		
TEL： 052-802-0888		
ホームページ： https://www.kidsgarden.co.jp/nursery/guide/uedahigashi/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成28年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 Kids Smile Project		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員： 4名
専門職員	（園長） 1名	（栄養士） 2名
	（主任保育士） 1名	（管理栄養士） 1名
	（保育士） 15名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） エアコン・床暖房・園庭
		トレーニングルーム・事務所
		ミーティングルーム・調理室

③理念・基本方針

★理念

教育を通じて社会に貢献する

・法人

みんなが輝く社会のために

・施設・事業所

たくさん食べて・たくさん遊んで・たくさんねむる・たのしいがいっぱいキラキラ笑顔

★基本方針

みんなが輝く社会のために

・健康な子ども・仲間を大切に子ども・創る事に喜びを感じる子ども・身近なものに愛情を持って接する子ども

・五感を使った体験・経験を通じて、非認知能力を育てる。できる事を増やすだけでなく、感性やおもいやりの気持ちも育みます。

④施設・事業所の特徴的な取組

伸芽会とキッズスマイルプロジェクトが共同で作り上げた体験型学習<プレッププログラム>を取り入れている。これは子どもたちがこれからの社会、世界を生き抜く力を育てるプログラムで非認知能力を育てている。コンセプトは「教えない幼児教育」自分で考え、体験してみる、やってみる。という取り組みです。

それに加え、引き続き<いっぱい食べて・いっぱい遊んで・いっぱいねむる・たのしいがいっぱいキラキラ笑顔>を植田東の保育目標とし、土壌菌にまみれて虫や小さな生き物のお世話を。手間はかかるが、梅ジュース作り、味噌作り、バケツ稲、ドジョウ掬い、JAZZで遊ぼうなどを園で実際に体験する。5歳児は育てた稲を持ち帰り家族で牛乳パック、ゴルフボール、ざるを使って家族で脱穀体験をする事で友だち、家族との同じ時間を大切にしている。

このように大人も子どもも同じ時間を共有することで、子ども達ののびのびと健やかな成長を願い、遊びを通して体験が出来るようにしている。子ども達が信頼できる大人たちの中で自己肯定感を養い、自分の力で何事にも立ち向かっていける事を目指す。保護者も職員も一緒に成長する事も願っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 6月 1日(契約日) ~ 令和 4年 1月26日(評価確定日) 【令和 3年11月 6日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成30年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の統率力

前回(3年前)の第三者評価受審時と比較し、園長の自信に満ちた園運営が印象的である。前園長から引き継いだ当初は混沌とした状態で、職員の離職も後を絶たなかった。現在は職員の安定的な雇用が図られており、園長を中心に主任や職員が一体感を持って園運営(保育)にあたっている。「縁あって仲間となった職員を辞めさせない」も園長の信条の一つであり、統率力の強い園長が率先垂範して職員を牽引している。

◆生きた保育の提供

法人が認める園運営に関する園長の裁量権は大きく、園長は信条の一つである「子どもの将来を見据えた保育」を十分に展開している。プール仕舞いの日には鰻やどじょうをプールに放し、子どもたちに「どじょう掬い」を楽しませた。生きたサンマに手を触れさせ、園庭で実際に焼いて見せた。生サンマと塩サンマの食べ比べを経験させ、子どもたちの本物を見る目を養っている。

◆職員の信頼感

今回の第三者評価の受審に際し、各項目を職員が担当制で自己評価を行った。自己評価の内容については園長や主任が修正することなく、職員の声としてありのまま提出している。園長の職員一人ひとりへの信頼の強さを感じると共に、信頼されている職員が今後どのようにしていったらよいかを自分なりに考えることで、自主性の醸成ともなっている。園長と職員の関係だけでなく、職員同士が互いを信頼し合える関係性は保護者にも伝わり、保護者からの信頼を得られる園になっている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

園の中・長期的なビジョンは明確にされておらず、中・長期計画とみられるものは策定されていない。園長就任から4年が経過し、園運営が軌道に乗り出した。園長の目指す3年後(中期)、5年後(長期)のあるべき姿を考察し、「保育内容」や「職員育成」、「環境整備」、「地域交流・連携」、「保護者対応」、「安全衛生」等に類別して中・長期計画を策定することを期待したい。

◆マニュアルの存在価値

保育の標準的な実施方法が「保育マニュアル集」にまとめられている。しかし、職員間の雰囲気は和気あいあいとしているが故に、「調べるよりも聞いたほうが早い」という空気になり、自分でマニュアルを手取る機会が少ない。マニュアルを読み合わせたり、マニュアルを使って研修をすることを通して、職員自身が法人の保育理念や保育目標を理解する機会ともなる。保育に詰まった時に立ち返る基盤がマニュアルであり、その存在価値を認識して保育にあたることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

コロナ禍の中で、お時間を作って頂き貴重な時間をありがとうございました。前回からあっという間の3年間でした。「全員第一希望にして入園させましょう」と仰ってください新しい目標となりました。欲張りな私共は子どもたちに「植田東が良かった」と大人になっても心に残る様な保育を探究していきたいです。これからもお導き下さい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a・ b ・c
<コメント> コロナ禍によって園長と保護者との対話の機会が減ってはいるが、数少ない機会を捉えて理念や方針を丁寧に話している。保護者アンケートでも、「保護者への理念・方針の周知」は高い数値（82%）を示した。ただし、事業計画や事業報告書に記載されている「保育理念」と、外部配布用パンフレットの「保育理念」とに相違が見られた。双方の整合性を図ることが望ましい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・ b ・c
<コメント> 区の園長会がコロナ禍によって中断しているが、月に2回程度は区・保育課を訪問して担当者から情報を得ている。地区の系列8園が集まるエリア園長会、66園で構成される法人の園長会はリモートで開催されることが多い。法人の園長会は、情報が法人からの一方通行になっており、情報交換や情報共有の面からは有効性に疑問符が付く。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・ b ・c
<コメント> 最大の経営課題を「職員育成」と捉え、特に主任、副主任、リーダー層の育成を急務としている。職員育成の手段は内部や外部の研修に委ねられるが、短期間で解決できる課題ではないだけに、中・長期的な展望と計画性を持って取り組むことが望ましい。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・b・ c
<コメント> 園の中・長期的なビジョンは明確にされておらず、中・長期計画とみられるものは策定されていない。園長の目指す3年後（中期）、5年後（長期）のあるべき姿を考察し、「保育内容」や「職員育成」、「環境整備」、「地域交流・連携」、「保護者対応」、「安全衛生」等に類別して中・長期計画を策定することを期待したい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・ b ・c
<コメント> 「3年度キッズガーデン植田東事業計画」が策定されているが、中・長期計画がないことから事業計画自体の根拠が希薄である。また、年度の締めくくりとして事業報告書が作成されているが、評価が曖昧であり1年間の取組みの「汗」が見えてこない。事業計画の各項目に可能な限り数値目標や具体的な到達点を設定し、事業報告書で詳細に評価・報告することが求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画に具体的な数値目標や到達点が明示されていないため、期中の進捗評価や年度末の最終評価（事業報告書）が曖昧になっている。P（事業計画）－D（実施した記録）－C（事業報告書）－A（次年度の事業計画）のサイクルを意識した取組みに期待したい。なお、事業計画の策定や最終評価（事業報告書）には、より多くの職員の参画を期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 園長に着任した当初、園運営が混迷していて保護者から多くの苦情や批判をもらった経緯がある。そのため園長は「保護者対応」にも最大限の配慮を尽くし、情報発信や説明責任を十分に果たしている。情報共有システム「コドモン」も有効に活用され、園と保護者との連携に一役買っている。保護者アンケートの数値からも、事業計画の保護者周知が確認できる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑧ ・ c
<コメント> 今回が2回目の第三者評価受審である。前回受審時は園長の交代や職員の離職が相つぎ、不安定な園運営の中での受審であった。現在、園長と主任との息の合った連携の下で職員雇用は安定感を増し、定員を上回る子どもの受入れがある。職員全員が「自己評価チェック108」を実施して自らの保育を振り返っているが、それらを集計・分析するには至っていない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 着任から現在までの困難であった園運営を振り返り、園長は「職員の安定雇用、職員の育成」を最大の課題として捉えている。その課題に加え、職員が実施した「自己評価チェック108」を集計・分析し、ここからも課題を抽出して計画的に改善に取り組むことが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>強い統率力と指導力をもって、混迷を極めていた園の運営を立て直している。これまでの苦労を糧に、「子どもの将来を見据えた保育」や「縁あって仲間となった職員を辞めさせない」、「保護者との関わりを丁寧に」等を信条として職員指導にあたっている。園長の役割りや責務は「運営規程（園規則）」で明確になっており、不在時の権限委任先は主任であることも定められている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園運営に必要となる諸法令の理解に関し、園長をはじめとする管理層と一般職員との間に格差が見られる。虐待事案（ネグレクト）が発生した時には、園長主導で保育現場でのOJTが行われたが、今後は職員会議等を有効に活用して計画的に法令研修（園内研修）を実施することを期待したい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>法人が、園運営に関する園長の裁量権を大幅に認めていることから、園長は信条の一つである「子どもの将来を見据えた保育」を存分に展開している。プール仕舞いの日には鰻やどじょうをプールに放し、子どもたちに「どじょう捌き」を楽しませた。活きたサンマに手を触れさせ、園庭で実際に焼いて見せた。生サンマと塩サンマの食べ比べを経験させ、子どもたちの本物を見る目を養っている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「縁あって仲間となった職員を辞めさせない」も、信条の一つである。園長着任早々の過大な時間外労働に自らが苦しんだ経験を活かし、職員業務の負担軽減に取り組んでいる。新型コロナウイルス緊急事態宣言の発令によって通園する子どもが少ない日には、有給休暇の取得や早帰りを推奨している。ICT化（コドモの導入）によって、業務改善と職員の負担軽減が図られた。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>中・長期計画が策定されていないことから、将来的に必要となる人材の特定や具体的な人員計画（採用計画）等は明確になっていない。採用は法人本部と園との連携で行われ、採用面接を園で実施した後の採用決定権は園長に委ねられている。定着対策としては、職員への声掛けを多くして風通しの良い職場づくりを図っている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>今年度、処遇改善Ⅱに準拠したキャリアパスが構築され、人事考課制度も試行段階に入っている。目標管理は制度としては導入されておらず、園長と職員との間で短絡的（メモ書き程度）に実施されている。法人主導とはなるが、キャリアパスと人事考課制度、目標管理制度の3要素を連動させた仕組みの構築が待たれる。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長の目指す働きやすい職場づくりが着々と進行している。一時期と比較すると、法人の方針や園運営に不満を持って離職する職員は大幅に減少している。しかし、処遇面（給与体系等）に関しては園長をはじめ職員が必ずしも満足しているとは言い難い。処遇改善IIの適用に留まらず、法人による職員が納得する制度設計・構築とそれに付随した説明責任が求められる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長と職員との面談によって、1年間に取り組むべき個人目標を決めている。しかし、その目標の進捗や達成評価を記録する様式は定められておらず、園長のメモに記されているのみである。組織的に目標管理を実施するための様式を制定するとともに、職員が実施した「自己評価チェック108」を検証して職員個々の課題を抽出し、適切な目標設定をすることが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>市や名保連（名古屋民間保育園連盟）が計画する保育士対象の研修は、昨年度はほとんどが中止となったが、今年度はリモート研修として開催されるものが多い。研修計画としての「年間園内研修目標」があり、参加する研修に職員名が記載されている。履修後には「研修参加申請兼報告書」を作成して職員間で回覧しているが、研修がここで完結しており、研修効果の測定、検証は行われていない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって計画されていた研修が中止となることもあるが、リモート研修や動画配信となることも多く、職員としては研修場所への移動や日程調整が容易となり、研修への参加がしやすくなった。園長、主任からも外部研修への参加推奨があり、年間で職員一人当たり5件の研修参加を予定している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れに関する法人本部作成のマニュアルがあるが、これまでに園での受入れ実績はない。園長自身が実習生の受入れに大きな意義を感じていることから、養成校との連携や関わりを法人本部に任せず、自身が働きかけを行うことを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使って園情報を公開しているが、提供している情報量はさして多くはない。また、園の玄関入り口には苦情解決のフローチャートが掲示されているが、苦情を解決した後の苦情申立人への報告（フィードバック）で完結している。事業運営の透明性を担保するために、苦情情報の受付から解決までを公表する仕組みの構築が求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園における事務や経理、契約、取引、購買等は法人の定めたルールに従って執行されている。園での現金の収受はさほど多くなく、5万円の小口現金を園長の責任において管理している。現金出納は園長と主任のダブルチェック体制がとられ、内部牽制が働く仕組みとなっている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園に近い高齢者施設と交流があったが、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から行き来が止まっている。施設訪問に替えて、敬老の日に子どもたちが手作りのお祝いメッセージ（カード）を贈った。数日後、2施設からはお礼の返信があり、子どもたちが送ったメッセージに喜ぶお年寄りの写真が添えられていた。コロナ収束となれば、発表会を高齢者施設の舞台付きホールで開催する計画もある。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>かつて、近隣の中学校から2年生が体験学習として来訪したことはあるが、その後のコロナ騒動によって中学校との連携は途切れている。ボランティアの受入れに関する法人作成のマニュアルはあるが、園独自のマニュアルを作成し、積極的なボランティアの受入れを実施されたい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域の社会資源は、行政機関や教育機関、医療機関等に類別され、それぞれが別々に事務所内に掲示されている。これらを1表のリストにまとめ、すべての職員へ周知することを期待したい。現在はいないが、昨年度ネグレクトを疑われる事例があった。他園から転入時の情報提供書から異常を察知し、保健師へ連絡して市・子ども課や児童相談所と連携して対応した。幼保小懇談会にも参加している。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>幼保小懇談会や区の園長会等で情報収集をしていたが、現在はコロナ禍によって地域の福祉ニーズを把握するための機会がなくなっている。園長の頭の中には、園庭開放や子育てサークルを開催し、未就園児の保護者から情報を収集しようとの思いがある。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>子どもと高齢者、障害者がともに役割を持って暮らせる共生型社会創生の走りとして、コロナ禍前には近くの高齢者施設の舞台付きホールを借りて発表会を実施した。その際には、保護者に加えて施設の利用者や職員、地域の人たちが来客として集まった。園長の考える、未就園児の保護者同士が交流（意見交換や悩み事相談等）する子育てサークルが、早期に実現することを期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育の基本姿勢は「入園のしおり（重要事項説明書）」に記載され、入園説明会や入園式で園長が保護者に説明している。職員へは「植田東のルール」のプリントが配付され、年度初めに園長が説明をして理解度を確認している。パートナー職員（非常勤職員）へは、一人ひとりの子どもの状況が分かるように伝達している。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」や「保育マニュアル集」に子どもの権利擁護に関する記載があるが、保護者、職員へ周知、理解を図る取組みは十分ではない。子どもの権利擁護に関する記載のある文書を使用することで、保護者にも職員にも共有した理解を深めることができるとは感じており、今後、どのように説明、研修を行っていくのかを検討している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉘ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な情報は法人作成のパンフレットや園作成のリーフレットに記載され、園の見学を希望する保護者には双方の文書を使用して、園長、主任が説明している。記載されている内容については、不定期ではあるが、園から法人へ意見を出して変更されるシステムがある。園内の変更については、保護者からの声を参考に変更をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉙ ・ c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」を基に、入園説明会で保育内容についての説明を行っているが、短い時間での説明であり、十分に理解ができていない現状である。年2回の懇談会時にも担任から説明をしてはいるが、十分とは言い難い。職員自身が理解できていないこともあり、まずは職員全員が保育内容についての理解を深め、誰もが同等の説明ができることを目指されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉚ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、市内転園先に資料を送付している。市外転園について、転園先に求められた場合には個別に対応している。退園後の相談等について、相談窓口の設置はしているが、保護者への周知が充分ではなく、相談しやすい環境とは言い難い。退園後の相談については、今後の課題として検討の余地がある。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉛ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者満足の把握は送迎時の会話やクラス懇談会、行事後のアンケート等で行っている。クラス懇談会では日々の保育の様子をビデオ上映し、子育てで困っていることや不安に思っていること等を出し合い、意見交換をして保護者と共に考えている。アンケートの集計、分析、検討については行事係が行い、職員全員に回覧して反省会を行い、次の保育に活かしている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情解決の体制が整えられ、「入園のしおり」や玄関に掲示して保護者に周知している。「苦情記入カード」は必要に応じて配付しているが、クラス主導で行われており、園全体としての把握ができていないこともある。苦情に関する回答や状況説明はコドモンにて一斉配信し、保護者に伝えている。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 相談は保護者から担任に直接行われることが多く、内容によっては、主任、園長を通して、職員会議等で検討する体制は整えられている。保護者が気軽に相談しやすい雰囲気を作るように意識はしている。相談体制については、入園説明会を含め機会あるごとに口頭で保護者に伝えてはいるが、記載された文書は確認できなかった。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 相談体制については「保育マニュアル集」に記載され、職員周知が図られている。保護者からの相談は担任からリーダー、副主任、主任、園長へ報告し、「保護者相談記録」や「面談報告書」に記入しているが、記入する相談内容、記入方法等は担任の判断に任せられている。記録に残す相談内容については、園内で統一するために相談記録記載についてのマニュアル作成が望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 法人の定めた様式に毎月ヒヤリハットの事例を記入し、職員全員に回覧してリーダー中心に対応策を検討している。職員会議時に事例検討を行い、職員への安全保育への意識の高揚を図っている。「保育マニュアル集」に事故発生時の対応、予防等についての記載もある。事例検討会で、マニュアルを使用した研修の実施が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 感染症の予防と発生時の対応については「保育マニュアル集」に記載されており、体制が整えられている。各保育室やトイレには嘔吐物処理セットが配置されており、体調不良の子どもへの対応、他児の移動、嘔吐物の処理等、主任、園長を含め職員で対応できている。クラスで直接子どもに関わる職員全員が、十分な知識と技術を備えている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 災害時の対応については「保育マニュアル集」に記載され、毎月地震、火災の避難訓練を行っている。保護者へはN T T伝言ダイヤルを使用した訓練を毎年1回行い、保護者に連絡ができるようにしている。避難訓練は子どもを主体に行っているため、給食室の職員の参加はない。今後は、給食室の職員を含めた職員全員参加の避難訓練の実施を期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育の標準的な実施方法は「保育マニュアル集」にまとめられている。日々の保育では職員が互いの保育について意見交換をする等で評価反省をしてはいるが、標準的な実施方法での保育が行われているかは検証されていない。職員の経験による判断で保育していることが多く、今後は「保育マニュアル集」に沿った標準的な実施方法による保育実践が期待される。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法について記載されている「保育マニュアル集」を手にする機会が少なく、内容についても一部の職員しか把握できていない現状である。フローチャートのような掲示物については、取り組んでみての意見をあげ、変更できる体制は整えられている。「保育マニュアル集」を身近なものとするためにも、「保育マニュアル集」を使った職員研修の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 法人作成の様式に保護者が記入し、入園前に園長がアセスメントを行い、入園後に担任が確認している。保護者のニーズは園見学時にも聞き取り、記録に残している。「保育の全体的な計画」を基に担任が年間、月、週の指導計画を作成し、主任、園長が確認した上で保育が行われている。個別に支援が必要な子どもについては、関係機関のアドバイスを計画に組み込む場合もある。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 指導計画の見直しによる変更の周知については「植田東のルール」に記載され、「連絡ファイル」を通して情報共有している。指導計画の緊急な変更については職員の判断に任せられており、事後報告での情報共有の場合もある。保育上での調整が必要な場合は職員間で調整をしているが、園全体で子どもを保育する観点から、職員全体で意見交換が行われることが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 法人統一の「子どもの発達状況票」や「生活状況票」、「経過記録票」等の様式に子どもの記録を記載している。各クラスにiポットとiパットが設置され、午睡時に保育の記録を交替で入力している。記録要領はなく、保育業務支援ツール「コドモン」を参考にしたり、先輩に聞いたり、過去の記録を見て記入している。職員毎の差異が出ないように、記録要領の整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 個人情報保護については「保育マニュアル集」や「入園のしおり」に記載され、子どもの記録の保管、職員周知、保護者説明が行われている。個人情報の保護を含むプライバシーの保護に関しては、毎月の職員会議時や、新しい職員が入った時等の機会に研修を行っている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、保育園の理念や保育目標を明文化して編成されている。職員の意見を吸い上げて園長が編成しているが、職員が年度初めに確認をしている。年度末にも、年間の反省を踏まえた上で職員意見をまとめ、園長にあげて次回の編成に反映させている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>室内の温度や湿度、換気、空調、床暖房の取扱い等については、「植田東のルール」に沿って環境設定をしている。コロナ禍のため、消毒の日を定めて玩具や床等、子どもが触れる物や場所の全てを消毒している。クッションタイプのマットを敷いたり、パーテーションで区切ったり等の工夫で、一人ひとりの子どもが心地よく過ごせる空間の確保をしている。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもの気持ちやその日の体調、状況に合わせた保育を心がけているが、時間が限られている時には欲求を受け止められない場合もある。不適切な保育や対応を行った、見た事例と対応策を毎月記録し、回覧することを通して、自らの保育を振り返る機会にしたり、見られている意識での自制を促す機会にしている。画期的な保育の振り返り方法として評価したい。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で繰り返し取り組んだり、職員が声を掛けてきっかけを作っていくことで、無理なく基本的な生活習慣を身に付けられるようにしている。家庭環境や発達の個人差等によって、基本的な生活習慣に意識が向けられない子どもに関しては、「園だより」や「クラスだより」で保護者にも意識が向けられるような取り組みを行っている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもの興味や関心のあることを、日々の保育や行事に取り入れている。子どもが周りの状況を観察したり吸収したりする目や力を養うため、工事現場や工事車両、雨上がりの様子等を保育のきっかけとしている。子どもが主体的に表現活動ができるような環境の提供が十分ではないと感じており、今後、園独自のプレッププログラムを活用する計画もある。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ③ ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員は温かい言葉掛けやまなざしで保育することを心がけている。月齢の高い子どもが多く、職員と手をつないで散歩に出かけることもでき、戸外でも活動的に過ごしている。子ども一人ひとりの状況に合わせて午前睡ができる環境設定をしているが、0歳児の定型発達の把握が十分ではない部分がある。発達の理解や援助について、職員共有の機会を設けることが望ましい。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>1、2歳児にとって、探索活動や自我の芽生え、基本的な生活習慣の習得と、一人ひとりの育ちに大切な時期である。子どもは、大人に見守られている安心感の中で生活している。子どもの興味のある動く車の玩具を提供したり、虫好きな子どものためにチョウチョやカブトムシ等の掲示をして、自分で選んで遊び出せるように室内環境を整えている。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもとの会話や対話をすることで、子どもの興味のあることをキャッチし、活動に取り入れることを意識している。子どもの状況に応じ、クラス担当の職員のみならず、事務所で保育も行っており、園全体で子どもを保育する体制が取られている。今年度はコロナ禍で実施できていないが、小学校や地域の高齢者施設との交流も、子どもの育ちを支えている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもには個別の指導計画を作成し、職員間で情報共有して保育している。保健センターや医療機関と連携を図り、障害児担当職員は月に1回の外部研修に参加してカンファレンスを行っている。研修内容については、職員会議等の機会を使って情報共有している。職員によって対応が異なる場面もあり、サポートブックの作成を通して、保育の統一を図ろうとしている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者からの連絡を「引継ぎノート」に記録し、早朝保育、日中保育、延長保育での状況を職員が共有している。伝達ミスを防ぐため、「引継ぎノート」に記録するとともに、口頭での伝達も必要と考えている。年齢や人数によってクラス単位での保育や大きな部屋での保育になるが、一人ひとりが落ち着いて遊べるようにパーテーションで仕切る等の工夫をしている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> プレッププログラムを指導計画に取り入れ、食事時間や持ち物の管理、整理整頓等、小学校での生活に繋がる活動を行っている。散歩時に小学校の周りを歩いたり、声を聞いたり、様子を見る等の活動を通して小学校への期待を膨らませている。保護者へは今年度はコロナ禍で実施できていないが、年長児懇談会時に小学校生活についての話題を提供している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「入園のしおり」に日々の健康管理、感染症、与薬等についての記載があり、保護者への周知を図っている。健康診断、保護者からの情報、健康観察で子どもの健康状況を把握し、職員会議で情報共有している。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、入園前見学时や入園説明会で午睡チェック用センサー「ルクミン」の説明を行い、保護者周知に努めている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断、歯科健診の結果は、書面にて保護者に伝えている。「健康診断票」や「歯科健診票」に記入し、職員間でも情報共有している。虫歯の罹患については、保護者に対して個別に歯医者への受診を勧めている。虫歯の罹患児が多いという結果から、保健所の歯科衛生士に歯磨き指導を依頼する等の取組みも行われている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 医師の診断書を基に、保護者と担任、栄養士、園長（または主任）の四者面談を行い、除去食、代替え食の検討をしている。診断書に明記されていない食材もあり、かかりつけ医との連携が急務となっている。誤配によるヒヤリハット事例があり、それを契機に給食担当職員とルールの見直しを行った。職員は消防署員による応急処置や心肺蘇生、エピペン使用研修等を受けている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育計画や子どもの状況に合わせ、キノコを手で裂く、トウモロコシの皮をむく、冬瓜を包丁で切る等、年齢に応じて食材に触れる機会を提供している。0、1歳児は栄養士が食事介助に入り、子ども一人ひとりの咀嚼状態や食事に関する発達段階を把握している。音楽を流すことで「レストランみたい」との声もあり、食事場面の雰囲気作りの工夫もみられる。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> バケツで米を育て、家庭に持ち帰って脱穀をしたり、大豆を仕込んで味噌を手作りする等、子どもが食について関心を持つ取組みが数多い。栄養士が食事介助に入って子どもの摂食状態を把握し、行事メニューや郷土料理の提供に活かし、特別な日の楽しみとしている。衛生管理も栄養士とクラス担任が一緒に取り組み、安心・安全な食事を提供している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 0、1、2歳児は「コドモン」への書き込みにより、園と保護者との連携や情報共有が図られている。3歳以上児はホワイトボードに活動を記入したり、週1回写真を掲示（データ保存可）し、日々の保育の情報を提供している。「コドモン」の書き込みはデータとして保存し、職員は毎月子どもの様子を記録している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 毎日の送迎時の会話により、保護者との信頼関係を築いている。保護者からの相談は全て「引継ぎノート」に記録し、職員間で共有している。記録するかどうかを迷う内容については、主任に判断を仰ぐ体制がとられている。個別に面談を行っている相談は、「保護者面談ファイル」に記録している。保護者の勤務の都合による遅い時間の相談、面談にも対応している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 今年度ではないが、他園からの転入時の情報提供レポートからネグレクトを疑わざるを得ない事例を発見した。レポートの記述（服装の汚れ・乱れ、休みがち等）に疑問を抱き、保護者との面談の結果、不安は的中して保健師への連絡（通報）となった。児童相談所や市・こども課とも連携して対応し、職員にとっての生きた教育・研修となった。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 定期的に全職員が「自己評価チェックリスト108」を実施し、職員は自らの保育実践を振り返っている。しかし職員個人のレベルで終わっており、そのデータを集計・分析して園全体の課題を抽出しようとする取組みには至っていない。		